

第83回米子市農業委員会農地部会議事録（概要）

招集年月日	平成24年2月7日（火）
招集場所	米子市役所402会議室
会議	午後1時30分
出席委員	1番 竹谷 捷昭 2番 船岡 市秋 3番 松林 貢 5番 精山 悦子 6番 尾坂 宣雄 7番 大太 年廣 8番 本池 操 9番 藤本 昌弘 10番 大縄 敬次 11番 遠藤 泰三 12番 田中正昭 13番 石橋 明広 14番 伊塚 定弘 15番 田邊 雄一 16番 高西 史郎 17番 松原 幹人（部会長）
欠席委員	4番 安田 浩
事務局	仲田会長、田村事務局長、大許農務係長、宅和主幹、道下主幹
日程	1 農地法各条申請地現地調査 2 部会長あいさつ 3 議事録署名委員の指名 4 議事 （1）農地法各条申請審議等 ア 第48号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第49号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第50号 農地転用事業計画変更申請に対する意見具申について エ 第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について オ 第52号 米子市農用地利用集積計画の決定について 5 報告事項 （1）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

- (2) 非農地現況証明について
- (3) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (4) 農地転用現況確認書の交付について
- (5) 県農業会議員の事務報告
- (6) その他

開 会 午後1時30分

(農地法各条申請地調査)

議長 (松原委員)

そういたしますと、第83回農地部会を開催いたします。最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

それでは、議席番号13番の石橋明広委員と議席番号14番の伊塚定弘委員にお願いしたいと思います。また、本日の欠席者は安田委員です。

それでは審議に入ります。農地法第3条の案件と関連しますので、最初に、8ページ、議案第50号をお願いいたします。

農地転用事業計画変更申請に対する意見具申について、下記申請について、「農地法関係事務処理要領」(平成21年12月11日付け21経営第4608号農林水産省経営局長通知及び21農振第1599号農林水産省農村振興局長通知)の第4の7の(3)のオの(イ)の規定により、意見を具申したいので審議を求めます。

9ページ、番号4 諏訪 について、地元委員から説明をお願いいたします。

14番 (伊塚委員)

4 番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請者は、昨年 1 1 月、最初に現地を見ていただきましたが、農家住宅を建てる目的で、956 m²の転用許可を受けているところです。

許可後、申請者は造成工事に取りかかりましたが、農地の排水経路を心配する隣接耕作者からの申出があり、その結果、排水路を確保するために、庭として予定していた部分を縮小し、転用面積を 500.03 m²に変更しようとするものです。以上の計画変更に合わせて、工期も延長しようとするものです。

また、残る 455.97 m²の農地は、後から出てきますが、農地として取得するため、農地法 3 条の許可申請をあわせて提出しています。隣接耕作者の同意や実行組合の同意もあります。計画変更することに、問題はないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（松原委員）

番号 4 について地元委員から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、事業計画変更は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、3 ページの議案第 4 8 号をお願いいたします。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可について下記申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により許可したいので議決を求めます。

4 ページ、番号 5 3 の諏訪について、事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和主幹）

番号 5 3 の諏訪について説明いたします。詳細は議案のとおりです。先ほど、農地転用事業計画変更のところ、転用部分を縮小して残った部分というのが、この 5 3 番の案件です。

譲受人が、自宅新築予定地の隣接農地になりますが、売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は 6 3 a となります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員には現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

14番（伊塚委員）

53番の説明をします。先ほどの説明と同じになってくるんですが、譲受人が、新築する自宅の隣接農地455.97㎡を、売買しようとするものです。

譲受人からの希望により、売買するものです。許可要件については、特に問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、何かご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可決定といたします。

続きまして、番号54の彦名町について、事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和主幹）

番号54の彦名町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。これは、譲受人が、現在、借りて耕作してきた農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は48aで変わりありません。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（松原委員）

本来なら、地元委員さんから現地調査の報告をお願いするところですが、本日は欠席ですので省かせていただきます。

ただ今、事務局からの説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号55の諏訪について、事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和主幹）

番号55の諏訪について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が、規模拡大のため自宅近くの農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は653aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。

14番（伊塚委員）

55番ですけども、説明します。

譲受人が、規模拡大のため、自宅近くの農地 2,833 m²を売買により取得しようとするものです。譲渡人からの希望により、売買するものです。

許可要件については特に問題ないと思われますのでよろしく願いします。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんの報告がございましたが、何かご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

つづきまして番号56番について審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である藤本委員の退席を求めます。

（藤本委員退席）

議長（松原委員）

そういたしますと、番号56番について事務局からの説明をお願いいたします。

事務局（宅和主幹）

番号56の淀江町平岡について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が、農地を親から生前贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は168aで、変わりありません。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

17番（高西委員）

先ほど事務局から説明がありましたが、3筆で955㎡で、息子さんに贈与されるということで、問題ありませんのでよろしくお願ひします。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

番号56番の審議を終了しましたので、藤本委員の着席を求めます。

（藤本委員着席）

議長（松原委員）

続きまして、番号57の富益町について、事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和主幹）

番号57の富益町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。この件は、譲受人が、規模拡大のため自宅近くの農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は61aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんに現地調査の報告をお願いするところですが、地元委員の安田さんは欠席です。ただ今、事務局説明からの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号58の福市について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (道下主幹)

番号58の福市について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が、規模拡大のため自作地近くの農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は147aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 (松原委員)

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

14番 (伊塚委員)

58番ですが、譲受人が、規模拡大のため、農地1,375㎡を売買により取得しようとするものです。譲渡人の希望により、売買するものです。

許可要件については、特に問題ないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長 (松原委員)

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

異議がないようですので、許可と決定いたします。

次に、6ページの議案第49号をお願いいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第1条の2第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

7ページ、番号3の古市について事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和主幹）

番号3の古市について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が、規模拡大のため農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は94aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

3番（松林委員）

先般、譲受人から電話がありまして、現地を確認してくれということ、一緒に現地を確認したところ、現地は、柿の木とか、梅の木が植えてありますし、本人は賀祥ダムの上のほうの方ですので、冬場に野菜が作れないので、雪が多かったり、日当たりが悪くて、野菜などを作りたいということです。問題ないと思われまますのでよろしくお願いたします。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付することといたします。

続きまして、番号4の和田町について事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和主幹）

番号4の和田町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が、借りて耕作していた農地を贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は65aとなります。

なお、譲受人と譲渡人の関係は、義理の姉妹で、この農地の隣接地に譲受人名義の家があり、このため長年、譲受人が耕作管理してきたものようです。また、現在はお子さんがお住まいになっているようです。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

13番（石橋委員）

ただいま、事務局から報告あったとおりでして、地元の安達委員さんからも不備はございませんということですので、よろしくご審議をお願いします。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

17番（高西委員）

異議はないが、今、事務局は譲受人が住んでいる家の隣で借りて耕作していると言ったが、農地は和田で、住所は伯耆町坂長だが、住所はこうなっているが、実際は和田に住んでいるのか。

13番（石橋委員）

その畑ですが、隣に息子さんが住んでおられて、息子さんの家の隣の畑ということで、借りて耕作しておられるという状態です。

議長（松原委員）

ほかに、ご意見、ご質問等がございますか。異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付することといたします。

続きまして、10ページの議案第51号をお願いいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

11ページ、番号57の彦名町について、地元委員が欠席ですので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和主幹）

57番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、彦名町の畑で、面積は464㎡です。

申請者は家族4名で、皆生のアパートで暮らしておりますが、手狭になってきたため、実家に近い彦名町に自己用の住宅を建

築しようとして計画したものです。実行組合の同意、土地改良区の同意、隣接耕作者の同意もあります。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する10ha未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。

集落に接続して転用が計画されていることから、転用については、問題ないと思われます。地元の安田委員からも地元として問題がないのでよろしくと承っております。

議長（松原委員）

ただ今、番号57の彦名町について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

2番（船岡委員）

ちょっと、この案件とは、関係ないが、今までずっと気になっていたが、やっぱり転用するときには、ここからここ位だからというように、縄などで区切って分かるようにしてないと、いろいろ問題が出てくるのではないかと。札は立ててあるが、ここからここだとしておかないと、面積も分からないし。どんなものでしょうか。

17番（高西委員）

ロープを張らないでも、竹にでもマーキングでもして、四角に立てて、誰が見てもここからこの範囲だと分かるようにすればよい。

3番（松林委員）

田んぼだったらしなければならぬし、だれが見ても一枚で分かるときはいいが、転用の部分分かるようにしておけばいい。

事務局（田村事務局長）

今、意見をいただきました、いろんなケースがあると思いますが、皆さんが分かるような状態で、杭なり、なんなりで表示できるように申請者にも依頼しておきます。

議長（松原委員）

外に、ご意見、ご質問等がございますか。

議長（松原委員）

異議等がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号58の彦名町について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和主幹）

58番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、彦名町にある畑で、面積は433㎡です。現地調査で2番目に見ていただいたところです。申請者は、申請地から150m離れた場所で、平成16年から個人で建築業を営んでいますが、その事業所にある倉庫が、手狭になってきて、事業に支障をきたしている状況です。

このため、事業所に近く、車両の進入が可能な申請地に、建築工事用の資材置場を整備しようとして計画したものです。

実行組合の同意、土地改良区の同意、隣接耕作者の同意もあります。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する10ha未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。

集落に接続して転用が計画されており、転用については問題ないと思います。地元の安田委員さんからも転用については、問題ないと承っておりますのでよろしく申し上げます。

議長（松原委員）

ただ今、番号58について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、12ページ、議案第52号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。13ページに利用集積計画総括表がございます。今月は転貸を除く利用権設定が49件ございます。

それでは、15ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号2-1から、26ページ、番号2-49までを一括して審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大許係長）

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。今月は、田に関するものが、87筆143,325㎡、畑に関するものが、

19筆 17,921 m²、ございます。

番号 2-1 から番号 2-2 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、4,082 a となっております。

番号 2-3 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、1,485 a となっております。

番号 2-4 から番号 2-6 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、1,485 a となっております。

番号 2-7 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、1,485 a となっております。

番号 2-8 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、1,485 a となっております。

番号 2-9 から番号 2-10 は、再設定でございます。

番号 2-11 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、281 a となっております。

番号 2-12 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、111 a となっております。

番号 2-13 から番号 2-19 は、再設定でございます。

番号 2-20 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、1,567 a となっております。

番号 2-21 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、817 a となっております。

番号 2-22 から番号 2-25 は、再設定でございます。

番号 2-26 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、817 a となっております。

番号 2-27 から番号 2-28 は、再設定でございます。

番号 2-29 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、1,719 a となっております。

番号 2-30 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、1,719 a となっております。

番号 2-31 から番号 2-34 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、1,719 a となっております。

番号 2-35 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、1,719 a となっております。

番号 2-36 から番号 2-38 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、1,719 a となっております。

番号 2-39 は、貸人の病気等での労力不足による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、1,719 a となっております。

番号 2-40 から番号 2-42 は、再設定でございます。

番号 2-43 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、115 a となっております。

番号 2-44 から番号 2-46 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、30 a となっております。

番号 2-47 は、再設定でございます。

番号 2-48 は、貸人の兼業による経営縮小での設定となっており、借人の設定後の経営面積は 425 a となっております。

番号 2-49 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、62 a となっております。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（松原委員）

ただ今、事務局から番号 2-1 から番号 2-49 まで説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、決定といたします。

審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

続きまして、28 ページ（1）農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について番号 39 から番号 42 までの 4 件を受理しております。

続きまして、29 ページ（2）非農地現況証明について、番号 19 の 1 件を証明しております。

続きまして、30 ページ（3）農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、1 件を鳥取地方法務局米子支局に回答しております。

続きまして、31 ページ、（4）農地転用現況確認書交付について番号 31 から番号 33 までの 3 件を交付しております。

続きまして、県農業会議会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

そういたしますと報告いたします。先月、当委員会で諮問いたしました、4 条 1 件、5 条 6 件諮問どおりすべて許可になりました。農業会議の川上会長より、TPP に関しすべてご存知のように、TPP の情報開示がないままに進められているというこ

とと、行政刷新会議で農業委員会の見直し等の問題が取り上げられていることについて、みなさん方も注意深く見守っておいてほしいということがございました。以上でございます。

議長（松原委員）

ただいま会長から報告がありましたが、これについて、ご意見、ご質問などはありませんか。

（意見なしの声あり）

議長（松原委員）

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

事務局（大許係長）

先月の部会で、懸案事項を調べて報告するというようにしておりました。公共工事に係る一事転用の取扱いの件、農地転用して今まで、淀江の方でありました、許可を取ってから転用目的が達成されていない件、転用許可を取って地上げをしたけれども、そこに果樹を植えて畑に認めるかどうかという件です。まず、最初に、公共工事に係る一事転用の取扱いの件についてです。お手元の方に「公共工事に係る一時転用の取扱い」をおいております。2つの場合がございます。「許可になるまでに工事が終了する場合」と「許可になるまでに工事が終了しない場合」がございます。最初に「許可になるまでに工事が終了する場合」ですが農地部会の審議を受けることなく、許可申請内容と同じものを事務局に提出させ、会長、部会長、地元委員、事務局で協議して、一時転用が適当であるということになれば事務局において工事が終わるまで書類を保管し、工事着手させ、農地部会には協議内容を事後報告するという取扱いです。つぎに「許可になるまでに工事が終了しない場合」、事前着工の場合ですが、会長、部会長、地元委員、事務局で協議して、一時転用が適当であるということになれば、事前着工させ、事務局に許可申請を提出させ、農地部会で審議し、県に進達するというところで、前からこういう取扱いになっています。

2番（船岡委員）

これについて、この前、わしが言った。平成16年11月福田会長の時ですが、ずっと前から、これは県が発注したり、市が実施したりする時、申請までの期間がないのでこういう取り決めにした。ですけど、これからスムーズにできるようになった。これが出てきたけん、よかったと思います。以上です。

議長（松原委員）

ほかに何かありますか。

事務局（宅和主幹）

つづきまして、1月の部会におきまして、高西委員のご提案で、調査を求められておりました、転用許可後、長期間転用行為に着手していない土地及びその土地を農地に戻したい旨の申し出があった土地について、調べた結果を報告したいと思います。

お配りしていますこの資料を見ていただけますでしょうか。1枚目に表があり、2番目に地図があるものです。

1枚目の表ですが、土地の所在・地目・面積の状況、そして、所有者の状況を表しています。土地にふった①、②等の番号は、2枚目の図①、②等の番号と一致しておりますので併せて見ていただけますでしょうか。

まず、淀江町西原の土地ですが、〇〇関係と記載している資料をみていただけますでしょうか。

これは、現在一つの筆になっておりますが、元もとは5筆に分かれていたものです。この5筆を淀江の〇〇氏が、診療所及びその駐車場を整備する目的で、昭和46年に農地転用の許可を受け、3名の地権者から売買で土地を取得したものです。この土地5筆は、診療所が建築されないまま、翌、昭和47年に全て登記地目が宅地に変更されております。後に、一部国道用地となったものを除き、平成5年に地積調査により5筆が合筆され、現在に至っております。

次に、淀江町小波の土地、恒松建材関係と記載している資料をみていただきたいと思います。

先ず、①と④と⑤の土地ですが、昭和47年に米子の〇〇氏が事務所・倉庫を建てる目的で農地転用の許可を受け、2名の地権者から売買で土地を取得したものです。

しかし、〇〇氏は2年後の昭和49年、倉敷市の藤徳物産へ転用事業を承継する旨の許可を受け、藤徳物産は、昭和50年、倉庫兼事務所を建築するため、改めて農地転用許可を受けましたが、建築に着手されませんでした。

後の平成5年、地積調査により⑤の土地は④の土地に合筆されております。

次に②と③の土地ですが、昭和47年に和歌山市の〇〇氏が住宅を建てる目的で農地転用の許可を受け、2名の地権者から売買で土地を取得したのですが、こちらも建築には着手されませんでした。

後の平成5年、地積調査により③の土地は②の土地に合筆されております。

地積調査で残った①・②・④の土地は、平成7年、新たに島根県大田市の(有)恒松建材が、資材置場を整備する目的で、農地転用許可を受け、この土地を〇〇氏及び藤徳物産から売買で取得しておりますが、これも、許可後、資材置場としての利用がなさ

れていないまま16年間経過している状況です。

⑥の土地ですが、これは、昭和57年、藤徳物産が国有地の払い下げを受け、雑種地として表示登記及び所有権の保存登記をしたものであります。この土地についても、平成7年、藤徳物産から恒松建材が売買により取得しております。

②、④、⑥の土地については、恒松建材が昨年12月に果樹の苗を植えたので、農地として農地台帳に登録して欲しい旨の相談を受けているところであります。

(有)恒松建材としては、農地を保有しておりませんが、社長個人としては、約20a農地を所有しているようです。

なお、大田市から現地への通作距離は、100km弱、時間は少なくとも1時間30分はかかると思われます。以上報告を終わります。

議長（松原委員）

これについて、何かありますか。

17番（高西委員）

事務局は、これを見てどのように考えているのか。

事務局（宅和主幹）

まず、長期間許可をされたにもかかわらず、転用していない問題から考えていきたいと思ひます。基本的には、違反転用の類型で、許可条件違反にあたります。ですから、農業委員会、県が、指導すべきものであります。ただそれが、20年以上たっておりますが、指導されずに来ております。これは、問題でありますので、できるところから指導していかなければならないと考えています。

議長（松原委員）

この指導というのは、どういう形で指導したらいいの。

17番（高西委員）

まず、今、事務局が言ったように、違反ということなら、いまさら取消だというようなことでなくして、初心に帰って申請されてから、何十年もなっているのだから〇〇の方は、確かめて見ないといけないわな。それによって、次の対応だわな。一番いけないのは、合併前の淀江の農業委員会がいけなかった。事務局が言うように、もう一度、初心に帰って、〇〇さんにどのようにな

っているのか、農業委員会で問題になっているので、公文書でちゃんとして、何月何日までに答えてもらう必要がある。

それから、小波の件だが、農地を取得するときに距離の制限がある。今、事務局は、1時間半と言ったが、本人は、私に2時間半かかると言った。大田からはかかる。それで、どうなっているこれは。

事務局（宅和主幹）

通作距離の目安として、鳥取県では30分、30キロの目安でやっている。平成9年に国から、30km、車で30分という、画一的な運用ではなく、その者の農業経営の状況、取得しようとする農地までの通作手段、取得しようとする農地の面積、作付予定作目、農機具等の整備状況等を総合的に勘案して、取得しようとする農地が、効率的に利用されるか否かを個別具体的に判断するものとして取り扱うよう指導されております。ただ、30キロが100キロになるとか、30分が1～2時間になるのはだめだと考えます。

17番（高西委員）

どれくらい考えている。事務局は、3条で取得する場合に。

事務局（宅和主幹）

まず、取得しようとする面積が大きいか、小さいかによって、違うとおもいます。たとえば、彦名新田の農地を何枚も借りる場合面積に応じて勘案するなど、日野の方から出られる場合など、事務局は明確な基準を今のところは持っておりません。

事務局（田村事務局長）

県の30km、30分のことがあいまいになっているので、規模を考えながら内部で検討させていただきたい。

17番（高西委員）

たとえば、日南町の人が弓ヶ浜のまとまった土地ならわからんではない。前にもあったと思う。小波の件については、ちょっと車で2時間半もかかり、柿の木なら管理が難しいし、たった少しの面積で。地元の委員として考えるのは、地元で管理を委託されて不都合な事が起きた場合、その人に言って、きちんと管理されるならいい。大田の方から何かあれば電話であれやこれやは困る。きちんとしなければならない。電話をかけてこられたなら、きちんとおもうと思っている。

2番（船岡委員）

関連だが、自分の都合のいいように、最初は資材置場として農地転用しておいて、宅地課税されて、自分がこうなったら、また農地

にかえて、自分のことばかり考えている。法的には前から言っているように、下限面積、5反なら5反、4反なら4反、通勤の30km、農具を持っておってなどの基準があるが、この場合法にかなっていないのに許可せよとはおかしい。

17番（高西委員）

これは言葉が悪いが、明日にでもコンビニでも建てるから譲ってくれといえ、売ってしまう。

2番（船岡委員）

自分の都合のいいように、言っている。下限面積、耕作距離などちゃんとできるわけ。

3番（松林委員）

恒松建材は、会社だわな。その土地は、会社の名義になっているわな。本人は、20a持っているわな、会社が、法人であって、所有者が役員で、土地を持っているからといって農地を持つことを認める事ができるの。

事務局（宅和主幹）

法人としては、個人と別個ですので、やはり下限面積を考えなくてははいけません。社長が農地を持っているからといって、法人が農地を持つことはできません。

3番（松林委員）

クリアできるのであればよいが、できないのであれば審議する必要ない。

15番（田邊委員）

さっき、話が出たように管理できるかどうかである。それで、たとえば、地元の人にでも管理を委託して、ちゃんと管理できるということであれば、それはそれで土台に乗ってもいいが、自分が来てやるということであれば、管理できないので、そのへんの対応の仕方によって考えないといけない。その人がどう思っているか、管理しようとするのに。

13番（石橋委員）

一旦その土地を農地から転用の許可がでたということは、これに今回、農業委員会が農地に戻していいですよ話にしますよね。今、高西さんが言われたように、コンビニの話が来たらすぐに変えるぐらいの気持ちがあるような人だったら、農地に戻してもすぐに転用させてくださいと来る。そのときはどうしますか。

17番（高西委員）

それは、できない。

13番（石橋委員）

何年だったかな、3年、1年ですか。1年動かせないにしても、それを過ぎたらまた同じ申請が、出ますね。一度転用が出ているところだから、条件が整っていますね。

議長（松原委員）

今の段階では、宅地を農地にかえすという条件は整っていないので、〇〇さんは。農業委員会としては、取り扱わなくてもよいのでわないか。

9番（藤本委員）

委託しても、さっき話しに出ていたが、会社がわずかな土地を農地として所有することを許可することになる。そうすれば、もともとは、農地であっても、今は雑種地かもしれんが農地以外にすることで許可になって、それをまた農地にとすると、会社が農地を持つことになるが、その点はどうか。

事務局（宅和主幹）

法人が農地を取得する場合は、農業生産法人でないと基本的にはできません。農地を譲ってもらったり、借りたりする権利を移転する場合です。山林とか、雑種地を持っていて、農地に開墾して農地とすることに、許可は必要ありません。それを農家台帳に載せるかどうかは、うちの問題ではないかと考えます。

17番（高西委員）

法人が山を持っていて開墾して、農地を持つ。

事務局（宅和主幹）

それは、可能です。

17番（高西委員）

今回の場合は、もともと農地を転用して、最初は資材置場のようなことの目的だが、地上だけして資材置場に1回もせずに、考えが不純だ。事務局がそういうことを話して、委員会では管理できないので、不可能だろうと。今のままでは、いけん。地元で管理してもらおう人でも作られて、たとえば本人が大田から来られてもいいが、日常はきちんとした管理をする人を立ててもら

わんと、委員会としては、責任を持って許可できないと、いうことを伝えておけ。

13番（石橋委員）

この件については、1年位様子を見てからにしたら。

議長（松原委員）

そういたしますと、この件については、管理の状況を1年くらい、様子を見てから判断することとしたいと思います。

それでは、事務局から連絡事項があれば説明してください。

事務局（大許係長）

（事 務 連 絡）

議長（松原委員）

これを持ちまして、第83回農地部会を終了します。

閉 会 午後4時